

毎週月・水・金曜日発

# 富 山 県 報

令和元年 5 月 17 日

金 曜 日

第 4495 号

## 目 次

### 告 示

- 土地改良区の定款変更の認可 1
- 道路の位置の指定 2
- 都市計画事業の事業計画の変更認可
- 指定居宅サービス事業者の指定 3

### 公 告

- 木造建築士の免許の取消し 4
- 開発行為の工事完了
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 5
- 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 8
- 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施 9

## 告 示

### 富山県告示第242号

土地改良区の定款変更の認可について

久婦須川土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成31年 4 月 26 日認可した。

令和元年 5 月 17 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県告示第243号

土地改良区の定款変更の認可について

高岡市土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成31年 4 月 26 日認可した。

令和元年 5 月 17 日

富山県知事 石 井 隆 一

**富山県告示第244号**

土地改良区の定款変更の認可について

福光町土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成31年4月26日認可した。

令和元年5月17日

富山県知事 石 井 隆 一

**富山県告示第245号**

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のように指定した。

令和元年5月17日

富山県知事 石 井 隆 一

道路番号	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の位置		指定年月日
			始点の地名地番	終点の地名地番	
1	6.00	30.92	黒部市荻生1266番1	黒部市荻生1266番1	平成31年 4月12日
2	6.00	41.97	滑川市上小泉字 下江又キ1897番 1地先	滑川市下島字小 川田617番1	平成31年 4月23日
3	6.00	16.92	滑川市上小泉字 下江又キ1897番 1地先	滑川市上小泉字 下江又キ1898番 甲地先	平成31年 4月23日

**富山県告示第246号**

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の

事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年5月17日

富山県知事 石 井 隆 一

1 施行者の名称

黒部市

2 都市計画事業の種類及び名称

黒部都市計画下水道事業

黒部公共下水道

3 事業地

(1) 収用の部分

平成28年3月28日富山県告示1026号の事業地のうち黒部市堀切において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

変更なし

4 事業施行期間

平成28年3月28日から

平成37年3月31日まで

### 富山県告示第247号

指定居宅サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和元年5月17日

富山県知事 石 井 隆 一

事業所番号	1670202603	
指定年月日	令和元年5月1日	
申請者	名称	株式会社ミタホーム
事業所	所在地	高岡市本郷二丁目3番2号



**大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和元年5月17日

富山県知事 石 井 隆 一

**1 店舗の名称及び所在地**

イオンモールとなみ 砺波市中神土地区画整理事業地内31街区内31-1 ほか  
20筆

**2 店舗を設置する者 イオンリテール株式会社****3 変更事項**

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  
代表取締役 岡崎 双一

(変更後) イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  
代表取締役 井出 武美

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  
代表取締役 岡崎 双一 ほか54

(変更後) イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  
代表取締役 井出 武美 ほか41

4 変更の日 平成31年3月1日 ほか

5 変更の理由 設置者の代表者変更のため ほか

6 届出の日 令和元年5月7日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 令和元年5月17日から令和元年9月17日まで

## 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

**大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和元年5月17日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 店舗の名称及び所在地

イオン高岡ショッピングセンター 高岡市江尻331番地の1 ほか

## 2 店舗を設置する者 イオンリテール株式会社

## 3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  
代表取締役 岡崎 双一

（変更後）イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  
代表取締役 井出 武美

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

代表取締役 岡崎 双一 ほか4

(変更後) イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

代表取締役 井出 武美 ほか5

4 変更の日 平成31年3月1日 ほか

5 変更の理由 設置者の代表者変更のため ほか

6 届出の日 令和元年5月7日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 令和元年5月17日から令和元年9月17日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所(法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和元年5月17日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

- 三井アウトレットパーク 北陸小矢部 小矢部市西中野字鷺場1-1 ほか
- 2 店舗を設置する者 三井不動産株式会社
- 3 変更事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- (変更前) ジョルジオアルマーニジャパン株式会社 東京都中央区銀座5-5-4 アルマーニ銀座タワー 代表取締役 笹野 和泉 ほか143
- (変更後) ジョルジオアルマーニジャパン株式会社 東京都中央区銀座5-5-4 アルマーニ銀座タワー 代表取締役 笹野 和泉 ほか137
- 4 変更の日 平成30年4月21日 ほか
- 5 変更の理由 小売業者の名称、住所、代表者の変更及び小売業者の退店、新規出店があつたため
- 6 届出の日 令和元年5月7日
- 7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 8 縦覧期間 令和元年5月17日から令和元年9月17日まで
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

#### 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第5項において準用する同

法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和元年5月17日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

令和元年5月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人とやまへりテージ協議会

3 代表者の氏名

丸谷 文恵

4 主たる事務所の所在地

富山県高岡市吉久2丁目7番33号

5 定款に記載された目的

この法人は、富山県へりテージマネージャーとその活動に賛同する個人・団体が、互いに交流・情報発信および研修を行い、関係機関とも連携をとりながら、富山県各地域の歴史的まちなみ・建造物を生き活きと残し、その文化・暮らしを将来に伝えていくと共に、文化的歴史的建造物等の発掘評価・保全活用提案をし、地域の方と一緒に暮らしやすいまちづくりの促進に寄与することを目的とする。

### 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和元年5月17日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 借入物品等の名称及び数量

インターネット・解析用端末 一式

(2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

## (3) 契約期間

令和元年9月1日から令和6年8月31日まで（60か月）

## (4) 借入場所

入札説明書による。

## (5) 借入条件

入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成31年富山県告示第173号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成31年富山県告示第173号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

## 3 入札に参加する者に求められる義務

(1) 本件入札に参加しようとする者は、入札説明書に定める入札参加申込書を4(3)に掲げる期限までに4(1)に掲げる場所に、持参又は郵送（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。

(3) 入札参加資格の有無の確認結果は、一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知するものとする。この通知において、入札参加資格の有無が「有」とされた者以外の者は、入札に参加することができない。

#### 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所、入札参加申込書及び入札書の提出場所並びに問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山県富山市新総曲輪1番7号  
富山県警察本部警務部会計課調度係  
電話 076-441-2211

- (2) 入札説明書の交付方法

令和元年5月17日から同年5月24日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札参加申込書の提出期限

令和元年5月27日 正午

- (4) 入札書の提出期限

令和元年5月31日 午前10時

- (5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、3(3)により入札参加資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを同封のうえ、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

#### 5 開札の日時、場所等

- (1) 開札の日時

令和元年5月31日 午前10時

- (2) 開札の場所

〒930-8570 富山県富山市新総曲輪1番7号  
富山県警察本部7階 701会議室

- (3) 前号の入札の執行にあたっては、入札参加者は、3(3)により入札参加資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを必ず持参すること。

- (4) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。ただし、開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4(1)の機

関に届け出るものとする。

## 6 入札保証金に関する事項

免除とする。

## 7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

## 8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、書類等の審査の結果、この公告及び入札説明書に示した条件を満たすと認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。
- (4) 再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとし、再度の開札に立ち会わない入札参加者又はその代理人は、再度の入札を辞退したものとみなす。再度の入札の回数は原則として1回を超えないものとする。

## 10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

